

アスファルト混合物取扱要領 新旧対照表

| 旧（平成29年4月） | 新（令和4年4月） | 適用 |
|---|---|----|
| <p style="text-align: center;">アスファルト混合物取扱要領</p> <p>1 使用できるアスファルト混合物 宮崎県所管の舗装工事等で使用することができるアスファルト混合物は、この要領に基づき県が承認したアスファルトプラントで製造される加熱アスファルト混合物と再生加熱アスファルト混合物とする。</p> <p>2 アスファルトプラントの承認 (1) アスファルトプラントの承認を得ようとする者は、アスファルトプラント承認願（様式-1）を、所轄の土木事務所長へ提出するものとする。 (2) 土木事務所長は、アスファルトプラント承認願を受理した時は、意見を付して県土整備部長（<u>主管課</u>、技術企画課）へ進達しなければならない。 (3) 県土整備部長は、現地調査等を行い、<u>別に定める</u>アスファルトプラント承認基準に適合するものについて、承認するものとする。 (4) アスファルトプラントの承認を得た者（以下「アスファルトプラント業者」という。）は、承認後、承認願の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。 (5) アスファルトプラント業者は、県土整備部長が命じた職員が、アスファルトプラントに立ち入って検査、指導等を行うことについて異議なく協力するものとする。 (6) 県土整備部長は、アスファルトプラント業者が、<u>次の各号の1</u>に該当する場合には、承認を取り消すことができる。 ① アスファルト混合物の品質規格を逸脱して不良製品を供給したとき。 ② 正当な理由がなく、この要領の規定に違反し、措置を講じないとき。 ③ 承認を得てから1年以内に営業を開始せず又引続き1年以上営業を休止したとき。 ④ 廃業したと認められるとき。</p> <p>3 アスファルト混合物の配合設計の承認 (1) アスファルトプラント業者は、表1-1及び表1-2に示すアスファルト混合物の種類について、その配合設計を作成し、アスファルト混合物配合設計承認願（様式-2）を建設技術センター所長へ提出し承認を得るものとする。 (2) 表1-1及び表1-2以外のアスファルト混合物を使用する場合についても、3（1）によるものとする。 (3) 承認を得た配合に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。</p> | <p style="text-align: center;">アスファルト混合物取扱要領</p> <p>1 使用できるアスファルト混合物 宮崎県所管の舗装工事等で使用することができるアスファルト混合物は、この要領に基づき県が承認したアスファルトプラントで製造される加熱アスファルト混合物と再生加熱アスファルト混合物とする。</p> <p>2 アスファルトプラントの承認 (1) アスファルトプラントの承認を得ようとする者は、アスファルトプラント承認願（様式-1）を、所轄の土木事務所長へ提出するものとする。 (2) 土木事務所長は、アスファルトプラント承認願を受理した時は、意見を付して県土整備部長（技術企画課）へ進達しなければならない。 (3) 県土整備部長は、現地調査等を行い、アスファルトプラント承認基準（<u>別紙-2</u>）に適合するものについて、承認するものとする。 (4) アスファルトプラントの承認を得た者（以下「アスファルトプラント業者」という。）は、承認後、承認願の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。 (5) アスファルトプラント業者は、県土整備部長が命じた職員が、アスファルトプラントに立ち入って検査、指導等<u>を</u>行うことについて異議なく協力するものとする。 (6) 県土整備部長は、アスファルトプラント業者が、<u>下記①～④のいずれかに</u>該当する<u>ことが確認された</u>場合には、承認を取り消すことができる。 ① アスファルト混合物の品質規格を逸脱して不良製品を供給したとき。 ② 正当な理由がなく、この要領の規定に違反し、措置を講じないとき。 ③ 承認を得てから1年以内に営業を開始せず又引続き1年以上営業を休止したとき。 ④ 廃業したと認められるとき。</p> <p>3 アスファルト混合物の配合設計の承認 (1) アスファルトプラント業者は、表1-1及び表1-2に示すアスファルト混合物の種類について、その配合設計を作成し、アスファルト混合物配合設計承認願（様式-2）を建設技術センター所長へ提出し承認を得るものとする。 (2) 表1-1及び表1-2以外のアスファルト混合物を使用する場合についても、3（1）によるものとする。 (3) 承認を得た配合に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。</p> | |

- (4) 加熱アスファルト混合物配合設計の承認は、材料、品質、配合等内容に変更のない限り、向う1年間有効とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物は、6ヶ月間有効とする。
- (5) アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者（使用者）に対して、アスファルト混合物を供給するときに、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書（様式-3）並びにアスファルト混合物配合設計書（様式-5）（各種試験成績表を添付）を交付しなければならない。

4 アスファルト混合物の使用報告

アスファルト混合物を使用する者（施工業者）は、使用する前に、アスファルト混合物使用報告書（様式-4）を3（5）のアスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書（様式-3）並びにアスファルト混合物配合設計書（様式-5）（各種試験成績表を添付）を添えて、工事発注者へ提出しなければならない。

5 アスファルト混合物の種類

アスファルト混合物の種類は、表1-1及び表1-2のとおりとする。

表1-1 加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物・耐流動混合物）

| 種類 項目 | 瀝青安定処理 | 粗粒度 アスファルト混合物 | 密粒度 アスファルト混合物 | 細粒度 アスファルト混合物 | 密粒度ギャップ アスファルト混合物 | 開粒度 アスファルト混合物 | ポーラス アスファルト混合物 |
|---------------|----------------------|---|---|---|---|---|-------------------|
| 最大粒径 | 40・30・20 | 20 | 20・13 | 13 | 13 | 13 | 20・13 |
| 標準 アスファルト量 | 4.0～6.0 | 4.5～6.0 | 5.0～7.0 | 6.0～8.0 | 4.5～6.5 | 3.5～5.5 | 4.0～6.0 |
| アスファルトの 種類 | ストレートアスファルト 60～80 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ポリマー改質 H型 |

[注1] 標準混合物とはストレートアスファルト、耐流動混合物とは改質アスファルトをいう。

[注2] 開粒度アスファルト混合物は、一般に空隙率の大きな混合物の総称であるが、本要領では次の区分とする。

- ・開粒度アスファルト混合物（13）：すべり止め舗装や歩道の透水性舗装などに用いる混合物
- ・ポーラスアスファルト混合物（20・13）：排水性舗装や低騒音舗装、車道の透水性舗装に用いる混合物

- (4) 加熱アスファルト混合物配合設計の承認は、材料、品質、配合等内容に変更がない限り、1年間有効とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物は、6ヶ月間有効とする。
- (5) アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者（使用者）に対して、アスファルト混合物を供給する際に、下記①～③を交付しなければならない。
①アスファルト混合物配合設計承認の写し
②アスファルト混合物配合報告書（様式-3）
③アスファルト混合物配合設計書（様式-5）（各種試験成績表を添付）

4 アスファルト混合物の使用報告

アスファルト混合物を使用する者（施工業者）は、使用する前に、アスファルト混合物使用報告書（様式-4）に3（5）の①～③の書類を添えて、工事発注者へ提出しなければならない。

5 アスファルト混合物の種類

アスファルト混合物の種類は、表1-1及び表1-2のとおりとする。

表1-1 加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物・耐流動混合物）

| 種類 項目 | 瀝青安定処理 | 粗粒度 アスファルト混合物 | 密粒度 アスファルト混合物 | 細粒度 アスファルト混合物 | 密粒度ギャップ アスファルト混合物 | 開粒度 アスファルト混合物 | ポーラス アスファルト混合物 |
|---------------|----------------------|---|---|---|---|---|-------------------|
| 最大粒径 | 40・30・20 | 20 | 20・13 | 13 | 13 | 13 | 20・13 |
| 標準 アスファルト量 | 4.0～6.0 | 4.5～6.0 | 5.0～7.0 | 6.0～8.0 | 4.5～6.5 | 3.5～5.5 | 4.0～6.0 |
| アスファルトの 種類 | ストレートアスファルト 60～80 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型 | ポリマー改質 H型 |

[注1] 標準混合物とはストレートアスファルト、耐流動混合物とは改質アスファルトをいう。

[注2] 開粒度アスファルト混合物は、一般に空隙率の大きな混合物の総称であるが、本要領では次の区分とする。

- ・開粒度アスファルト混合物（13）：すべり止め舗装や歩道の透水性舗装などに用いる混合物
- ・ポーラスアスファルト混合物（20・13）：排水性舗装や低騒音舗装、車道の透水性舗装に用いる混合物

表1-2 再生加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物）

| 項目 \ 種類 | 再生 瀝青安定処理 | 再生粗粒度 アスファルト混合物 | 再生密粒度 アスファルト混合物 | 再生細粒度 アスファルト混合物 | 再生開粒度 アスファルト混合物 |
|---------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 最大粒径 | 40・30・20 | 20 | 20・13 | 13 | 13 |
| 標準 アスファルト量 | 4.0～6.0 | 4.5～6.0 | 5.0～7.0 | 6.0～8.0 | 3.5～5.5 |
| アスファルトの 種類 | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト |

- [注1] アスファルト再生骨材配合率は、30%以下とする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部）
- [注2] アスファルト再生骨材の品質は、[再生骨材製造日ごとに1回実施する等](#)、「舗装再生便覧」を参考に適切に[確認](#)すること。
- [注3] 宮崎県における再生加熱アスファルト混合物の設計針入度は70程度、設計圧裂係数は0.60～0.90MPa/mmを標準とする。
- [注4] 再生アスファルトは、旧アスファルトに、新アスファルトおよび再生用添加剤を加えたアスファルトのことであり、「舗装再生便覧」を参考に品質を確保すること。
- [注5] 再生アスファルトの品質は、定期的に年2回以上の頻度で確認する。また、再生骨材の品質に変化が見られた場合には、そのつど確認する必要がある。
- [注6] 再生加熱アスファルト混合物は、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しないものとする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部）

6 品質管理

アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者にアスファルト舗装の材料の試験結果や試験成績表及び品質を証明する資料等関係資料を提供するものとする。

表1-2 再生加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物）

| 項目 \ 種類 | 再生 瀝青安定処理 | 再生粗粒度 アスファルト混合物 | 再生密粒度 アスファルト混合物 | 再生細粒度 アスファルト混合物 | 再生開粒度 アスファルト混合物 |
|---------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 最大粒径 | 40・30・20 | 20 | 20・13 | 13 | 13 |
| 標準 アスファルト量 | 4.0～6.0 | 4.5～6.0 | 5.0～7.0 | 6.0～8.0 | 3.5～5.5 |
| アスファルトの 種類 | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト | 再生アスファルト |

- [注1] アスファルト再生骨材配合率は、30%以下とする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部）
- [注2] アスファルト再生骨材の品質は、「舗装再生便覧」を参考に適切に[管理](#)すること。
- [注3] 宮崎県における再生加熱アスファルト混合物は設計針入度70程度又は設計圧裂係数0.60～0.90MPa/mmを標準とする。
- [注4] 再生アスファルトは、旧アスファルトに、新アスファルトおよび再生用添加剤を加えたアスファルトのことであり、「舗装再生便覧」を参考に品質を確保すること。
- [注5] 再生アスファルトの品質は、定期的に年2回以上の頻度で確認する。また、再生骨材の品質に変化が見られた場合には、そのつど確認する必要がある。
- [注6] 再生加熱アスファルト混合物は、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しないものとする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部）

[\[注7\] ポーラスアスファルト舗装発生材は、一般のアスファルトコンクリート発生材と粒度が大きく異なり、またポリマーを多く含有していることから、配慮が必要である。](#)

6 品質管理

アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者にアスファルト舗装の材料の試験結果や試験成績表及び品質を証明する資料等関係資料を提供するものとする。

[注2] 舗装再生便覧(H22)P60の品質管理項目と頻度を参考に管理することとしており、不要な表現を削除

[注7] 舗装再生便覧(H22)P50の注意事項を追記

アスファルト混合物取扱要領 新旧対照表

| 旧 (平成 2 9 年 4 月) | 改正案 (令和 4 年 4 月) | 摘 要 |
|---|--|-------------------|
| <p>(様式-1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>宮崎県県土整備部長 殿</p> <p style="text-align: center;">(申請者) 会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">アスファルトプラント承認願</p> <p>アスファルト混合物を製造する機能を有したアスファルトプラント工場として下記のとおり必要図書を添えて提出しますので、承諾願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アスファルトプラント調査表</p> <p>2 添付図書</p> <p>(1) アスファルトプラント位置図 (S=1/50,000以上)</p> <p>(2) アスファルトプラント全体平面図 <u>(S= 以上)</u></p> <p>(3) 全景写真 <u>(カラーキャビネ版)</u></p> <p>(4) 材料置場・試験室等の部分写真 <u>(カラー手札版)</u></p> <p>(5) その他必要な図面、資料等</p> | <p>(様式-1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県県土整備部長 殿</p> <p style="text-align: center;">(申請者) 会社名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">アスファルトプラント承認願</p> <p>アスファルト混合物を製造する機能を有したアスファルトプラント工場として下記のとおり必要図書を添えて提出しますので、承諾願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アスファルトプラント調査表</p> <p>2 添付図書</p> <p>(1) アスファルトプラント位置図 (S=1/50,000以上)</p> <p>(2) アスファルトプラント全体平面図</p> <p>(3) 全景写真</p> <p>(4) 材料置場・試験室等の部分写真</p> <p>(5) その他必要な図面、資料等</p> | <p>押印見直しに伴い廃止</p> |

(様式-1) - 2

文書番号
平成 年 月 日

殿

宮崎県県土整備部長

アスファルトプラント承認書

平成 年 月 日付で提出されたアスファルトプラント承認願いについて、調査の結果、下記により承諾する。

なお、条件及び指導事項については、早急に改善されたい。

記

| | |
|-------------|--|
| アスファルトプラント名 | |
| 所在地 | |

- 1 条件
- 2 指導事項

(様式-1) - 2

文書番号
年 月 日

殿

宮崎県県土整備部長

アスファルトプラント承認書

年 月 日付で提出されたアスファルトプラント承認願いについて、調査の結果、下記により承諾する。

なお、条件及び指導事項については、早急に改善されたい。

記

| | |
|-------------|--|
| アスファルトプラント名 | |
| 所在地 | |

- 1 条件
- 2 指導事項

(様式-2)

平成 年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿

住 所
アスファルトプラント名
代 表 者 名

アスファルト混合物配合設計承認願

当会社において製造される下記のアスファルト混合物の配合設計は、別添(様式-5)のとおりでありますので御承諾願います。

記

1 アスファルト混合物名

(様式-2)

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿

住 所
アスファルトプラント名
代 表 者 名

アスファルト混合物配合設計承認願

当会社において製造される下記のアスファルト混合物の配合設計は、別添(様式-5)のとおりでありますので御承諾願います。

記

1 アスファルト混合物名

| | | | | | | | | |
|-----|---|------|-----|-----|-----|------|-------|------|
| 新AS | % | 理論密度 | 空隙率 | 飽和度 | 安定度 | フロー値 | 動的安定度 | 透水係数 |
| 旧AS | % | | | | | | | |

アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果

| 点検日 | 有効期限 | 判定 |
|----------|----------|----|
| 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |

[注1] 再生加熱アスファルト混合物の配合設計について、設計針入度への調整を行う方法では軟化点、針入度、比重を記入、設計圧裂係数への調整を行う方法では再生加熱アスファルト混合物の圧裂係数を記入する。

[注2] 再生骨材配合率を10%以下とする場合は設計針入度の調整及び設計圧裂係数の調整を省略してもよい。

[注3] アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果の記入は任意とする。有効期限はアスファルト混合物の搬入予定時期を満足するものとする。判定は、合格又は不合格のいずれかを記入する。

| | | | | | | | | |
|-----|---|------|-----|-----|-----|------|-------|------|
| 新AS | % | 理論密度 | 空隙率 | 飽和度 | 安定度 | フロー値 | 動的安定度 | 透水係数 |
| 旧AS | % | | | | | | | |

アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果

| 点検日 | 有効期限 | 判定 |
|-------|-------|----|
| 年 月 日 | 年 月 日 | |

[注1] 再生加熱アスファルト混合物の配合設計について、設計針入度への調整を行う方法では軟化点、針入度、比重を記入、設計圧裂係数への調整を行う方法では再生加熱アスファルト混合物の圧裂係数を記入する。

[注2] 再生骨材配合率を10%以下とする場合は設計針入度の調整及び設計圧裂係数の調整を省略してもよい。

[注3] アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果の記入は任意とする。有効期限はアスファルト混合物の搬入予定時期を満足するものとする。判定は、合格又は不合格のいずれかを記入する。

(様式-4)

平成 年 月 日

土木事務所長 殿

受注者住所
氏 名

印

アスファルト混合物使用報告書

次の工事について下記のとおり使用するので報告します。

工事番号
工 事 名
路 線 名
箇 所
請負金額

記

- 1 使用するアスファルトプラント名
- 2 アスファルト混合物の種類

| アスファルト混合物の種類 | アスファルトの種類 | アスファルト量 | 最大粒径 | 使用数量 |
|--------------|-----------|---------|------|------|
| | | | | |

3 添付図書

- (1) アスファルト混合物配合設計承認の写し
- (2) アスファルト混合物配合報告書 (様式-3)
- (3) アスファルト混合物配合設計書 (様式-5) (各種試験成績表を添付)

(様式-4)

年 月 日

土木事務所長 殿

受注者住所
氏 名

アスファルト混合物使用報告書

次の工事について下記のとおり使用するので報告します。

工事番号
工 事 名
路 線 名
箇 所
請 負 金

記

- 1 使用するアスファルトプラント名
- 2 アスファルト混合物の種類

| アスファルト混合物の種類 | アスファルトの種類 | アスファルト量 | 最大粒径 | 使用数量 |
|--------------|-----------|---------|------|------|
| | | | | |

3 添付図書

- (1) アスファルト混合物配合設計承認の写し
- (2) アスファルト混合物配合報告書 (様式-3)
- (3) アスファルト混合物配合設計書 (様式-5) (各種試験成績表を添付)

押印見直しに伴い廃止

(様式-5)

アスファルト混合物配合設計書

混合物種類

報告年月日 平成 年 月 日

会社名

添付図書 各種試験成績表を添付

(様式-5)

アスファルト混合物配合設計書

混合物種類

報告年月日 年 月 日

会社名

添付図書 各種試験成績表を添付

(別紙-1)

アスファルトプラント調査表

工事所在地

会社名 _____
工事名 _____
設置場所 _____
工事責任者名 _____
人員構成 _____ (別紙に役職、氏名を入れ系統図を作成のこと)

アスファルトプラント

敷地面積 _____ m²
能力 _____ /バッチ kg /時間 t/H
常設仮設の別 _____
アスファルトプラント製造会社名 _____
アスファルトプラントの製造年月日 _____
形式 _____
種類 _____ 全自動 _____ 半自動 _____ 手動 _____

1 次のアスファルトプラント運転に関して公に認定されている常駐の技術者の氏名を
記せ(免許の写し要)

公害防止管理者(種類も要) _____
危険物取扱責任者 _____
電気主任技術者 _____
(業務を委託している場合は会社名)
乾燥設備作業主任 _____
特殊運転免許者 _____

2 材料の品質、規格と貯蔵

各材料の成分、品質の試験表を提出すること。

(1) アスファルト

貯蔵方法 _____
加熱保温方法 _____

(2) 骨材

貯蔵方法 _____
雨覆の方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基

(別紙-1)

アスファルトプラント調査表

工事所在地

会社名 _____
工事名 _____
設置場所 _____
工事責任者名 _____
人員構成 _____ (別紙に役職、氏名を入れ系統図を作成のこと)

アスファルトプラント

敷地面積 _____ m²
能力 _____ /バッチ kg /時間 t/H
常設仮設の別 _____
アスファルトプラント製造会社名 _____
アスファルトプラントの製造年月日 _____
形式 _____
種類 _____ 全自動 _____ 半自動 _____ 手動 _____

1 次のアスファルトプラント運転に関して公に認定されている常駐の技術者の氏名を
記せ(免許の写し要)

公害防止管理者(種類も要) _____
危険物取扱責任者 _____
電気主任技術者 _____
(業務を委託している場合は会社名)
乾燥設備作業主任 _____
特殊運転免許者 _____

2 材料の品質、規格と貯蔵

各材料の成分、品質の試験表を提出すること。

(1) アスファルト

貯蔵方法 _____
加熱保温方法 _____

(2) 骨材

貯蔵方法 _____
雨覆の方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基

(3) 石粉
貯蔵方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基 _____

(4) 燃料タンク
使用燃料の種類 _____
貯蔵方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基 _____
油漏対策 _____

(5) 使用材料の産地及び会社名を記せ

3 アスファルトプラントの機構及び設備

(1) 骨材供給引出設備 (コールドフィーダ)
コールドビン数 _____ 基 _____
コールドビンへの骨材供給方法 種類 _____ 台数 _____
フィーダ型式、能力、制御方法 _____
コールドフィーダの流出量の点検を行った成績表及びキャリブレーションを行った関係図を提出のこと。

(2) 骨材乾燥設備
コールドエレベーター型式、能力 (t/hr) _____
バーナー型式、能力 (t/hr) _____
自動調整の有無 _____

(3) 集じん設備 (ダストコレクター) と回収 ダスト処理 設備
集じん装置名 _____ 一次 _____ 二次 _____
回収ダストの処理方法 _____
回収ダストを合材に使用する場合の計量方法 _____
汚水処理方法 _____
沈殿地の容積 _____

(4) ふるい分け設備 (ホットスクリーン)
フィル型式、能力 (t/hr) _____
オーバーサイズのフローパイプの有無 _____

(5) ホットビンおよび計量設備
ホットビン

| No. | 粒 度 | 容 量 | ビン内残量検知有無 | オーバーフローパイプ |
|-----|-----|-----|-----------|------------|
| | | | | |

(3) 石粉
貯蔵方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基 _____

(4) 燃料タンク
使用燃料の種類 _____
貯蔵方法 _____
貯蔵量 _____ t _____ 基 _____
油漏対策 _____

(5) 使用材料の産地及び会社名を記せ

3 アスファルトプラントの機構及び設備

(1) 骨材供給設備
コールドビン数 _____ 基 _____
コールドビンへの骨材供給方法 種類 _____ 台数 _____
フィーダ型式、能力、制御方法 _____
骨材の吐出量の点検を行った成績表及びキャリブレーションを行った関係図を提出のこと。

(2) 骨材乾燥・加熱設備
骨材投入装置型式、能力 (t/hr) _____
バーナー型式、能力 (t/hr) _____
自動調整の有無 _____

(3) 集じん設備 及び 回収設備
集じん装置名 _____ 一次 _____ 二次 _____
回収ダストの処理方法 _____
回収ダストを合材に使用する場合の計量方法 _____
汚水処理方法 _____
沈殿槽の容積 _____

(4) ふるい分け設備 (スクリーン)
ふるい型式、能力 (t/hr) _____
オーバーサイズのフローパイプの有無 _____

(5) ホットビンおよび計量設備
ホットビン

| No. | 粒 度 | 容 量 | ビン内残量検知有無 | オーバーフローパイプ |
|-----|-----|-----|-----------|------------|
| | | | | |

アスファルト混合所便覧(H8)P22の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P24の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P38の表現に準拠

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

加熱骨材採取設置の有無 _____
 計量器の型式 _____
 計量器の精度 _____

| 材 料 | 最大目盛 | 最小目盛 | 計量方法 | 落差補正の有無 |
|------------|------|------|------|---------|
| 骨 材 | | | | |
| 石 <u>粒</u> | | | | |
| アスファルト | | | | |

計量記録計の有無 _____
 計量器の定期点検の検定書を提出のこと

(6) 混合設備

ミキサー製造会社 _____ 型式 _____ 能力 _____
 ライナと羽根先端の間隔 _____
 アスファルトスプレーパ
 保温装置 有 ・ 無 _____ アスファルト噴霧圧力 _____ kg/cm2

(7) 入荷・出荷方法

トラックスケールの定期点検の検定書を提出のこと。

4 運搬

最大運搬範囲 _____ km 時間 _____
 運搬車（自家用） _____ t車 _____ 台 _____
 （チャーター） _____ t車 _____ 台 _____

5 混合物の品質管理と検査

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

加熱骨材採取 口 設置の有無 _____
 計量器の型式 _____
 計量器の精度 _____

| 材 料 | 最大目盛 | 最小目盛 | 計量方法 | 落差補正の有無 |
|------------|------|------|------|---------|
| 骨 材 | | | | |
| 石 <u>粉</u> | | | | |
| アスファルト | | | | |

計量記録計の有無 _____
 計量器の定期点検の検定書を提出のこと

(6) 混合設備

ミキサー製造会社 _____ 型式 _____ 能力 _____
 ライナと羽根先端の間隔 _____
 アスファルトスプレーパ
 保温装置 有 ・ 無 _____ アスファルト噴霧圧力 _____ kg/cm2

(7) 入荷・出荷方法

トラックスケールの定期点検の検定書を提出のこと。

4 運搬

最大運搬範囲 _____ km 時間 _____
 運搬車（自家用） _____ t車 _____ 台 _____
 （チャーター） _____ t車 _____ 台 _____

5 品質管理

(1) アスファルトプラントの各設備、材料及び混合物の定期試験は、アスファルト混合所便覧及び関係諸基準類に基づき定期的に毎回実施しているか。

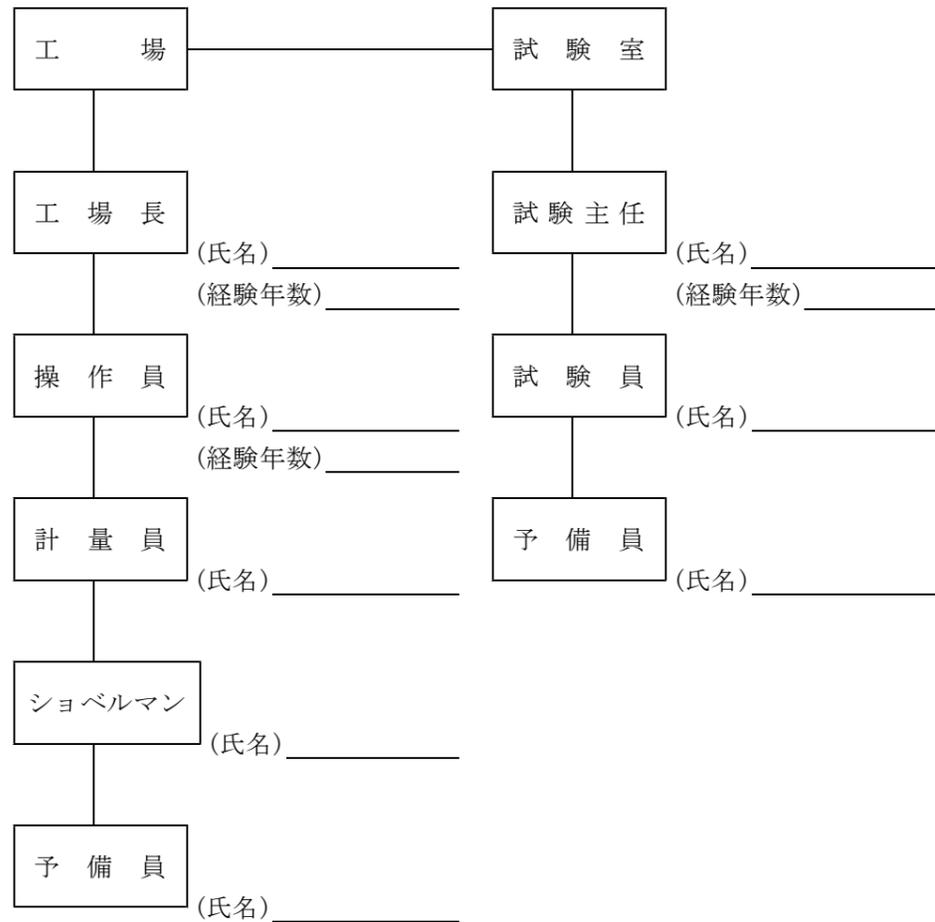
アスファルト混合所便覧(H8)P78～88に準拠するものとし、旧便覧(S54)P84に準拠した表

- (1) 試験室の器具の配置図を提出のこと (S=1:500以上)
- (2) 試験器具名、試験項目、頻度は別紙記入のとおり
- (3) 試験室 (品質管理) に従事する人数 _____ 人
責任者 氏名 _____ 経験年数 _____

(4) アスファルトプラントの品質保証又は品質管理として、次の①～⑥の事項を定期的に毎回施行しているか。

- ①アスファルトプラント (設備・性能) 仕様調査書 _____ 回/年
- ②アスファルトプラント機能検査成績表 _____ 回/年
- ③全種出荷混合物の配合設計書 _____ 回/年
- ④全種出荷混合物の試験練り結果報告書 _____ 回/年
- ⑤出荷混合物の基準密度測定結果 _____ 回/年
- ⑥品質保証解析結果 _____ 回/年

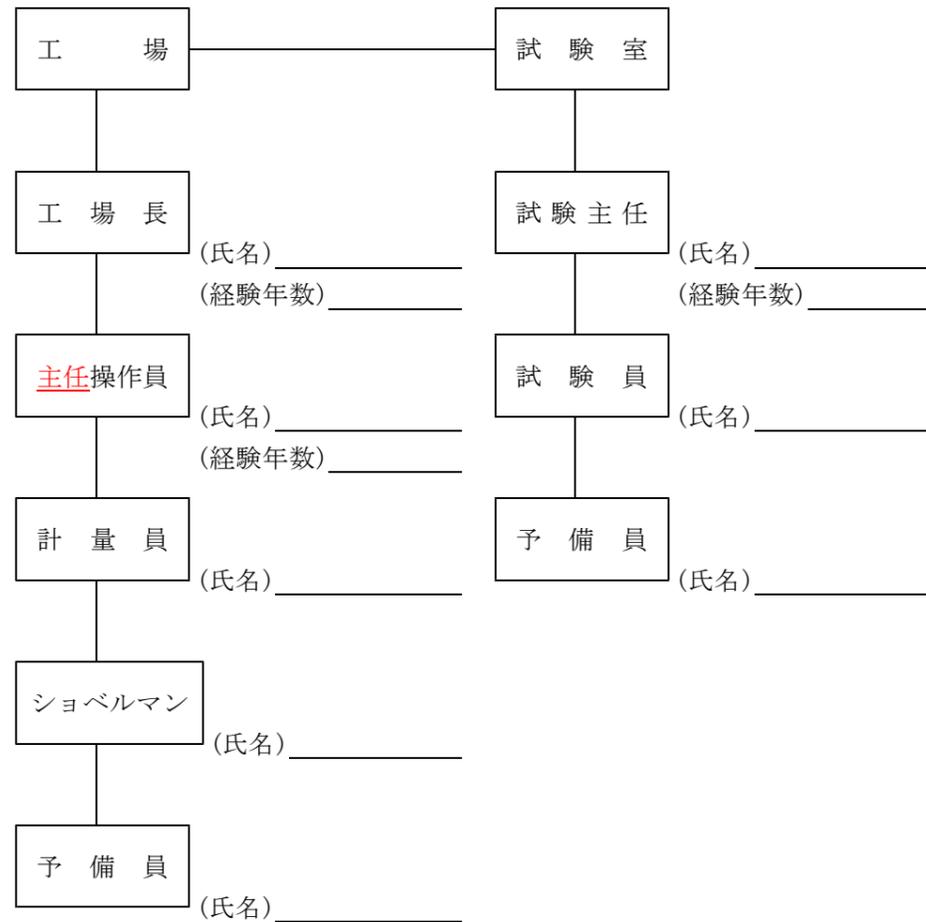
6 次の職種の氏名および経験年数を記入せよ。



- ①設備の点検 _____ 回/年
- ②材料の基準試験 _____ 回/年
- ③混合物の基準試験 _____ 回/年

- (2) 試験室の器具の配置図を提出のこと (S=1:500以上)
- (3) 試験器具名、試験項目、頻度は別紙記入のとおり
- (4) 試験室 (品質管理) に従事する人数 _____ 人
責任者 氏名 _____ 経験年数 _____

6 次の職種の氏名および経験年数を記入せよ。



現は削除

アスファルト混合所便覧 (H8) P78～88に準拠するものとし、旧便覧 (S54) P84に準拠した表現は削除

3年以上の経験を有する責任的な立場にある者として、「主任」を追記 (普通の操作員は経験年数を問わない)

(別 紙)

試験器具名、試験項目、頻度調べ

| 試験器具名 | 数 量 | 試験項目 | 頻 度 |
|-------|-----|------|-----|
| | | | |

(別 紙)

試験器具名、試験項目、頻度調べ

| 試験器具名 | 数 量 | 試験項目 | 頻 度 |
|-------|-----|------|-----|
| | | | |

(別紙-2)

アスファルトプラント承認基準

- 1 アスファルトプラント運転に関して公に認定されている次の技術者が常駐していなければならない。
 - (1) 公害防止管理者（公害対策基本法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法）
 - (2) 危険物取扱責任者（消防法）
 - (3) 電気主任技術者（電気事業法、保安遂行することが困難な場合は業務を委託することができる。）
 - (4) 乾燥設備作業主任（労働安全衛生法）
 - (5) 特殊運転免許者（労働安全衛生法）
- 2 材料の品質、規格と貯蔵
(材料はアスファルト舗装要綱の品質、規格に合格したものでなければならない。)
 - (1) アスファルト
 - ① アスファルトタンクはプラント能力に応じ、作業に支障のない容量を貯蔵できるものでなければならない。
 - ② アスファルトタンクは、アスファルトをセイボルトフロール75～150秒（約150℃～160℃）に加熱貯蔵できるもので温度を一定に保つよう温度調整装置の付いているものでなければならない。
 - ③ アスファルト貯蔵装置又は供給管内の適当な位置に自記温度計をタンクの外部に内容量が確認できるような検尺装置を設置していなければならない。
 - ④ 温度計及びアスファルト検尺装置は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績表-基準値調査方法は、アスファルト混合所便覧による。)
 - (2) 骨材
 - ① 骨材の貯蔵量は、プラント能力に応じ、出荷量の5日分程度確保しておかななければならない。ただし、供給システムを確立している場合は3日分程度確保できればよい。
 - ② 貯蔵方式は、各サイズごとに区分され、他のサイズのものとは交り合わないようになっているなければならない。
 - ③ 骨材は屋根を設けるか、常設の覆いをかけなければならない。
 - (3) 石粉
石粉の貯蔵は湿気を防ぐ密閉式の構造でプラント能力に応じ、出荷量の2日分程度確保しておかななければならない。
 - (4) 燃料タンク
 - ① プラント能力に応じた十分な容量を確保できるものでなければならない。
 - ② 燃料タンクは、消防法で定められた規定を守り所定の位置に設置し、タンク

(別紙-2)

アスファルトプラント承認基準

- 1 アスファルトプラント運転に関して公に認定されている次の技術者が常駐していなければならない。
 - (1) 公害防止管理者（公害対策基本法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法）
 - (2) 危険物取扱責任者（消防法）
 - (3) 電気主任技術者（電気事業法、保安遂行することが困難な場合は業務を委託することができる。）
 - (4) 乾燥設備作業主任（労働安全衛生法）
 - (5) 特殊運転免許者（労働安全衛生法）
- 2 材料の品質、規格と貯蔵
材料は舗装施工便覧、舗装設計施工指針及び舗装再生便覧等（以下「関係諸基準類」という。）で定められている品質、規格に適合したものでなければならない。
 - (1) アスファルト
 - ① アスファルトタンクはプラント能力に応じ、作業に支障のない容量を貯蔵できるものでなければならない。
 - ② アスファルトタンクは、アスファルトをセイボルトフロール75～150秒（約150℃～160℃）に加熱貯蔵できるもので温度を一定に保つよう温度調整装置の付いているものでなければならない。
 - ③ アスファルト貯蔵装置又は供給管内の適当な位置に自記温度計をタンクの外部に内容量が確認できるような検尺装置を設置していなければならない。
 - ④ アスファルトタンク検尺装置及びその温度計は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合はこの限りではない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所便覧による。)
 - (2) 骨材
 - ① 骨材の貯蔵量は、プラント能力に応じ、使用量の5日分程度確保しておかななければならない。ただし、供給システムを確立している場合は3日分程度確保できればよい。
 - ② 貯蔵方式は、各サイズごとに区分され、他のサイズのものとは交り合わないようになっているなければならない。
 - ③ 骨材は屋根を設けるか、常設の覆いをかけなければならない。
 - (3) 石粉
石粉の貯蔵は湿気を防ぐ密閉式の構造でプラント能力に応じ、出荷量の2日分程度確保しておかななければならない。
 - (4) 燃料タンク
 - ① プラント能力に応じた十分な容量を確保できるものでなければならない。
 - ② 燃料タンクは、消防法で定められた規定を守り所定の位置に設置し、タンク

最新の諸基準類に修正

アスファルト混合所便覧(H8)P78の点検頻度に準拠

の周りに油分が外へ流出しないような処置をしなければならない。

3 プラント機構及び設置

(1) 骨材受入

骨材の受入に当たっては、数量を確認し品質について観察評価を行い、異常を認めた場合は、必要に応じた試験を行わなければならない。(ふるい分け試験・比重吸水量)

(2) 骨材供給引出設備 (コールドフィーダ)

- ① コールドフィーダのホッパーは、正しく作られ、各サイズ等に分離して取り扱わなければならない。
- ② コールドフィーダのゲートの開き、モーター回転数など正しくセットされ必要量を供給できる構造が望ましい。
また、ゲートの開き及びモーターの回転数と骨材吐出量の関係を計算した関係図を作成しておかなければならない。
- ③ 骨材供給装置の流出量は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績表－基準値調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

(3) 骨材乾燥設備

- ① コールドエレベータは、コールドフィーダから送られる骨材をドライヤに送り込むのに十分な構造であり、ドライヤ投入口は、骨材の付着防止および、シュート外への落下装置を設けなければならない。
- ② ドライヤは送られてくる骨材を十分に加熱乾燥拡散する構造で骨材の含水量や供給量の変動による加熱骨材の温度変化を少なくするためドライヤバーナの燃焼状態を自動的に調整できるものでなければならない。
- ③ ドライヤの吐出口付近に自記温度計を設置し、骨材温度を測定できるようにしていなければならない。なお、温度計は、年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績表－基準値、調査方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(4) 集じん設備 (ダストコレクター) 回収ダクト処理設備

ダストコレクターはプラントより排出される公害対策基本法の対象となる粉じん、硫酸化物等が、排出基準値以下となる構造でなければならない。また、回収ダクトは、適切な方法により処理しなければならない。

(5) ふるい分け設備 (ホットスクリーン)

- ① ホットエレベータより送られた骨材を粒度別に完全にふるい分ける装置でなければならない。なお、オーバーサイズのものはプラント外に排出されるパイプが取り付けられていなければならない。
- ② スクリーンのすり減り、破れ、目詰り等の点検を定期的に行わなければならない。

の周りに油分が外へ流出しないような処置をしなければならない。

3 プラント機構及び設置

各設備の詳細については、アスファルト混合所便覧に基づくものとし、所定の品質のアスファルトを製造できる能力を有するものでなければならない。

(1) 骨材受入

骨材の受入に当たっては、数量を確認し品質について観察評価を行い、異常を認めた場合は、必要に応じた試験を行わなければならない。(ふるい分け試験・比重吸水量)

(2) 骨材供給設備

- ① ホッパー装置は、正しく作られ、各サイズ等に分離して取り扱わなければならない。
- ② フィーダ装置のゲートの開き、モーター回転数など正しくセットされ必要量を供給できる構造でなければならない。
また、ゲートの開き及びモーターの回転数と骨材吐出量の関係を計算した関係図を作成しておかなければならない。
- ③ 骨材供給設備は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合はこの限りではない。(点検方法はアスファルト混合所便覧による。)

(3) 骨材乾燥・加熱設備

- ① 骨材投入装置は、骨材供給設備から送られる骨材をドライヤに送り込むのに十分な構造であり、ドライヤ投入口は、骨材の付着防止及び、シュート外への落下防止装置を設けなければならない。
- ② ドライヤは送られてくる骨材を十分に加熱乾燥拡散する構造で骨材の含水量や供給量の変動による加熱骨材の温度変化を少なくするためドライヤバーナの燃焼状態を自動的に調整できるものでなければならない。
- ③ ドライヤの吐出口付近に自記温度計を設置し、骨材温度を測定できるようにしていなければならない。
なお、温度計は、年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(4) 集じん設備及び回収設備

集じん設備はプラントより排出される公害対策基本法の対象となる粉じん、硫酸化物等が、排出基準値以下となる構造でなければならない。
また、回収ダクトは、適切な方法により処理しなければならない。

(5) ふるい分け設備 (スクリーン)

- ① ホットエレベータより送られた骨材を粒度別に完全にふるい分ける装置でなければならない。
また、オーバーサイズの骨材が各ビンに混入することがないような機構でなければならない。
- ② スクリーンのすり減り、破れ、目詰り等の点検を定期的に行わなければならない。

アスファルト混合所便覧(H8)に基づく設備とする旨を追記

アスファルト混合所便覧(H8)P22の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P78の点検頻度に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P24の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P78の点検頻度に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P38の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P27の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P28の表現に準拠

(6) ホットビン及び計量設備

- ① ホットビンは各ビンに一定量以上になったらビンの外に骨材を排出するオーバーフローパイプが取り付けられ、ふるい分けた骨材が混じらないようになっていなければならない。
- ② 各ビンには骨材の残量を検知できる装置を備えることが望ましい。
- ③ ビン内に貯蔵した骨材のふるい分け試験用の試料採取口を設けていなければならない。
- ④ 骨材計算装置は各サイズの骨材を累積計量することができ落差補正が付いていなければならない。また、石粉ビンは5バッチ分以上の容積を必要とし、計量スクリーンズ石粉計量そうへ送るものとし、アスファルト計量器はミキサ容量の12%以上の容積を持っていなければならない。
- ⑤ 計量器は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(検定書－基準値、調査方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(7) 混合設備

- ① ミキサー内側に取りつけられたライナと羽根先端との間隔は20mm以上おいてはならない。また、排出口は、混合物を分離しないよう速やかに排出できる構造のものでなければならない。
- ② アスファルト放出装置は、散布終了後のアスファルトのあとだれ防止を十分配慮した構造のスプレーバでなくてはならない。
また、アスファルト吐出装置は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績書－基準値、調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

(8) トラックスケール

混合物等の入荷、出荷管理を行うためトラックスケールを設置しなければならない。なお、年2回の点検を定期的に行わなければならない。(検定書－基準値、調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

4 運搬

トラックは、トラック底を清掃して、付着防止材を塗布し、カバーシートをかけて運搬するものとし、運搬時間は、往路2時間以内の範囲でなければならない。しかし、諸事情によって長時間あるいは、長距離の運搬を余儀なくされる場合は、混合物の保温および運搬上の安全に対し適切な処理を行わなければならない。

5 混合物の品質管理と検査

(6) ホットビン及び計量設備

- ① ホットビンは各ビンに一定量以上になったらビンの外に骨材を排出するオーバーフローパイプが取り付けられ、ふるい分けた骨材が混じらないようになっていなければならない。
- ② 各ビンには骨材の残量を検知できる装置を備えることが望ましい。
- ③ ビン内に貯蔵した骨材のふるい分け試験用の試料採取口を設けていなければならない。
- ④ 計量設備は、加熱骨材、アスファルト、石粉等の個別の計量槽と計量器から構成されており、計量槽はそれぞれ1バッチ分計量できる容量のもので、計量器は各材料の計量値を表示する表示装置や記録装置、計量誤差を防止する落差補正機構等を備えていなければならない。
- ⑤ 計量器は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合は、この限りではない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(7) 混合設備

- ① ミキサー内側に取りつけられたライナと羽根先端との間隔は20mm以上おいてはならない。
また、排出口は、混合物を分離しないよう速やかに排出できる構造のものでなければならない。
- ② アスファルト吐出装置は、散布終了後のアスファルトのあとだれ防止を十分配慮した構造のスプレーバでなくてはならない。
また、アスファルト及び再生用添加剤の吐出装置は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合は、この限りではない。(目標値及び点検方法はアスファルト混合所便覧による。)

(8) トラックスケール

混合物等の入荷、出荷管理を行うためトラックスケールを設置しなければならない。
なお、計量法で定める検定及び2年に1回の定期検査を受けなければならない。

4 運搬

トラックは、トラック底を清掃して、付着防止材を塗布し、カバーシートをかけて運搬するものとし、アスファルト混合物積込み完了時から荷下ろしするまでの運搬時間は、一般に2時間程度までである。しかし、諸事情によって長時間あるいは、長距離の運搬を余儀なくされる場合は、混合物の保温および運搬上の安全に対し適切な処理を行わなければならない。

5 品質管理

(1) アスファルトプラントの各設備、材料及び混合物の定期試験並びに日常の品質管理試験は、アスファルト混合所便覧及び関係諸基準類に基づき実施するものとする。
また、試験結果は、品質を保証するための重要な資料であり、適切に書類の整

アスファルト混合所便覧(H8)P31の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P78の点検頻度に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P78の点検頻度に準拠

計量法の定めに修正

アスファルト混合所便覧(H8)P92の表現に準拠

アスファルト混合所便覧(H8)P78～88に準拠するものとし、旧便覧(S54)P84に準拠した表現は削除

(1) アスファルトプラント設置場所に試験室および試験設備を完備していなければならない。

(2) 試験設備として、最低次のものを整備していなければならない。

- ① 骨材のふるい分け試験器具一式
 - ふるい一式 (26.5mm~75μm)
 - はかり (容量2~20kg)
 - ふるい振とう機
 - 乾燥炉
- ② マーシャル安定度試験器具一式
 - マーシャル供試体用タンパー一式及びモールド
 - マーシャル安定度試験器具一式
 - 密度測定器具一式 (容量5kg程度のはかり、恒温水槽)
- ③ 抽出試験器具一式 (ソックスレー)
 - 3~6組
 - ふるい一式 (26.5mm~75μm)
 - はかり (容量5kg程度、感量0.5g以下)
- ④ 骨材の比重及び吸水量試験器具一式

(3) 試験室には試験に必要な人員を確保していなければならない。

(4) アスファルトプラントの品質保証又は、品質管理として、定期的に点検を行い、次の書類を整備していなければならない。

- ① アスファルトプラント (設備、性能) 仕様調査書 1回/年
- ② アスファルトプラント機能検査成績表 1回/年
- ③ 全種出荷混合物の配合設計書 2回/年
- ④ 全種出荷混合物の試験練り結果報告書 2回/年
- ⑤ 出荷混合物の基準密度測定結果 2回/年
- ⑥ 品質保証解析結果 2回/年

6 アスファルトプラントの運転には、次の資格を持っていなければならない。

アスファルトプラント組織表



理及び保存をしておかなければならない。

① 設備の点検 1回以上/年

② 材料の基準試験 2回/年

③ 混合物の基準試験 2回/年

(2) アスファルトプラント設置場所に試験室および試験設備を完備していなければならない。

(3) 試験設備として、最低でも次のものを整備していなければならない。

- ① 骨材のふるい分け試験器具一式
 - ふるい一式 (26.5mm~75μm)
 - はかり (容量2~20kg)
 - ふるい振とう機
 - 乾燥炉
- ② マーシャル安定度試験器具一式
 - マーシャル供試体用タンパー一式及びモールド
 - マーシャル安定度試験器具一式
 - 密度測定器具一式 (容量5kg程度のはかり、恒温水槽)
- ③ 抽出試験器具一式 (ソックスレー)
 - 3~6組
 - ふるい一式 (26.5mm~75μm)
 - はかり (容量5kg程度、感量0.5g以下)
- ④ 骨材の比重及び吸水量試験器具一式

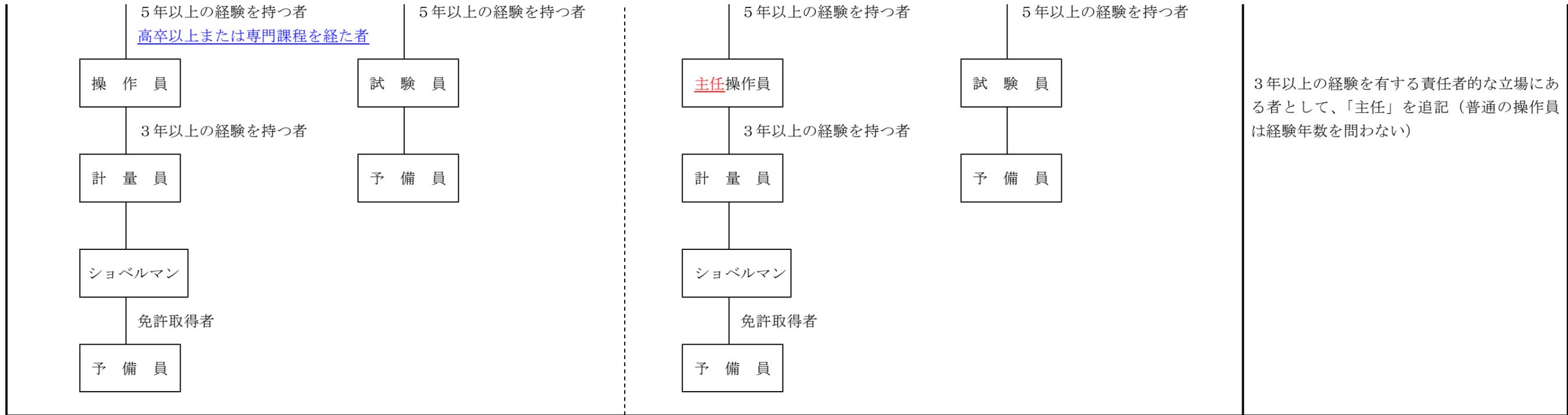
(4) 試験室には試験に必要な人員を確保していなければならない。

6 アスファルトプラントの運転には、次の資格を持っていなければならない。

アスファルトプラント組織表



アスファルト混合所便覧 (H8) P78~88に準拠するものとし、旧便覧 (S54) P84に準拠した表現は削除



附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。